

第522回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年11月15日（水）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）

第2号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（海面利用協議会への諮問）

第3号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）

第4号議案 千葉・茨城相互入会漁業の許可の制限措置基準等について（諮問）

第5号議案 しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて（協議）

6 その他

7 閉 会

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、全長30センチメートル未満のひらめの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。
ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(電話番号

印

)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号 ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 〃）を亡失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

全長30cm未満のひらめ採捕禁止に係る委員会指示 経過及び概要

1 経過

平成6年3月	県資源管理型漁業推進協議会が、全長制限・保護海域及び保護期間の設定、小底の漁具改善等を内容とするひらめ資源管理推進指針を策定
平成7年8月	県栽培漁業センター開所 同センターがヒラメ種苗の本格的な大量生産・放流を開始
平成8年2月	海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成8年3月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第315回委員会）
平成8年4月	委員会指示を発動（平成8年3月21日指示） 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

- (1) 目的：ひらめ資源の保護
- (2) 内容：茨城県海面における全長30cm未満のひらめの採捕を禁止とする。
- (3) 有効期間：4月1日から翌年3月31日まで

3 参考

近県の状況

青森県	平成2年から全長35cm未満のひらめは再放流 (県資源回復計画)
岩手県	平成19年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示)
宮城県	宮城県北部で平成8年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制) 宮城県中部・南部で平成12年から全長35cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)
福島県	平成5年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示) 平成28年より全長50cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)
千葉県	平成12年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）
第120条第1項の規定に基づき、生き餌釣りによるひらめの採捕制
限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水
産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをさせてはならない。

- 3 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示経過・概要

1 経過

平成 20 年 10 月 1 日	茨城県小型船漁業協議会と茨城県遊漁船協議会との間で、「茨城県海面における遊漁船によるひらめ活き餌釣りに関する漁場利用協定書」を締結
平成 26～30 年度	隔年開催の千葉・茨城連合海区協議会において、本県側から千葉県側へ関係者理解への醸成が図られるよう要請するも進展無し
令和元年 7 月 22 日	茨城県小型船漁業協議会、遊漁船協議会から「公的規制導入にむけた要望書」の提出
7 月 26 日	第 4 8 6 回茨城海区漁業調整委員会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示（案）を決定（茨城県海面利用協議会へ諮問）
10月24日 ～11月22日	茨城県県民意見提出手続制度（パブリックコメント制度）により意見募集
12月 4 日	茨城県海面利用協議会 第 3 回茨城海区部会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について異議がない旨答申することに決定
令和 2 年 2 月 21 日	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 4 9 0 回委員会）
4 月 1 日	委員会指示を発動（令和 2 年 3 月 5 日指示） （有効期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで） 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

- (1) 目的：ひらめ資源の保護
- (2) 内容：禁止期間中茨城県海面におけるひらめの活き餌釣りを下表のとおり禁止する。

区 域	禁 止 期 間
北緯 3 6 度 5 0 分以上の茨城県海面	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで
北緯 3 6 度 3 2 分以上から 北緯 3 6 度 5 0 分より南の間の茨城県海面	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
北緯 3 6 度 0 0 分以上から 北緯 3 6 度 3 2 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで
北緯 3 5 度 5 2 分以上から 北緯 3 6 度 0 0 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで
北緯 3 5 度 5 2 分より南の茨城県海面	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで

- (3) 有効期間：4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

【参考】

小型船漁業協議会と遊漁船協議会との漁場利用協定書添付の図面に禁止期間、活き餌釣り可能期間を併記

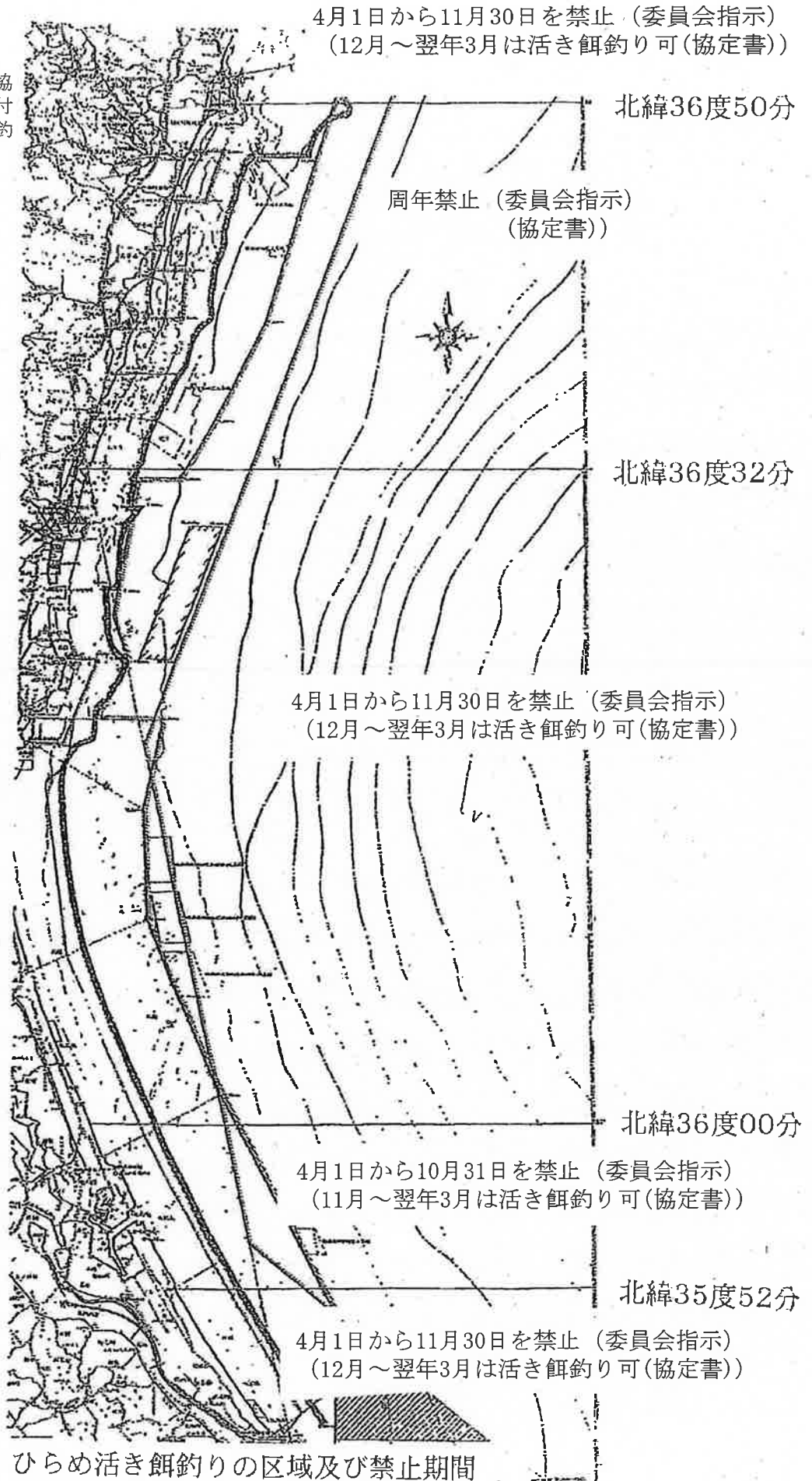


図 ひらめ活き餌釣りの区域及び禁止期間

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、さけ及びますの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあつて、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和6年5月1日から令和6年12月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 (印)
(電話番号)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、
下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号 禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

㊞

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止 経過及び概要

1 経過

昭和 39 年	主要 4 河川（大北川、久慈川、那珂川、利根川）の河口周辺海域は、海面漁業調整規則により採捕禁止
平成 29 年 3 月	内水面と海面の境界が線引きされていない河川等に、海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則の適用範囲の境界を設定
平成 30 年 4 月	さけ及びますが遡上、又は採捕行為が確認された 7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）における河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止の委員会指示（案）を決定（第 475 回委員会）
平成 30 年 5 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 8 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 478 回委員会）
平成 30 年 9 月	委員会指示発動（平成 30 年 8 月 6 日指示） 期間：H30. 9. 1～H30. 12. 31
平成 30 年 12 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 481 回委員会）
平成 31 年 1 月	委員会指示発動 期間：R 1. 5. 1～R 1. 12. 31 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

- (1) 目的：さけ及びます資源の保護
- (2) 内容：7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）の河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止
- (3) 有効期間：5 月 1 日から 12 月 31 日まで



資料No. 4 - 1

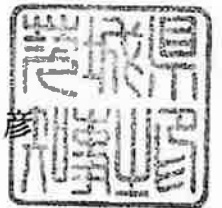
漁諮問第 15 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 11 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和6年2月29日に許可の有効期間が満了する千葉茨城相互入会海域で操業する千葉県漁業者に対する知事許可漁業の許可を行うため、茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号)第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のように定める。

第1 中型まき網漁業(県外船)

1. 制限措置

(1) 漁業種類

中型まき網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

28隻(14か統)

(3) 船舶の総トン数

5トン以上15トン未満

(4) 推進機関の馬力数

定めなし

(5) 操業区域

茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒)から70度(真方位)の線以南の茨城県海域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県いすみ市以北の千葉県内に住所を有し、かつ、千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年2月2日まで

3. 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるとおりとする。

第2 小型まき網漁業（県外船）

1. 制限措置

(1) 漁業種類

小型まき網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

8隻（4か統）

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から70度（真方位）の線以南の茨城県海域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県いすみ市以北の千葉県内に住所を有し、かつ、千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年2月2日まで

3. 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるとおりとする。

第3 機船船びき網漁業（県外船）

1. 制限措置

(1) 漁業種類

さよりひき網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

20隻（10か統）

(3) 船舶の総トン数

1トン以上5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨城県神栖市須田旧海軍須田監視所跡地から90度（真方位）の線（北緯35度50.19分の緯線）以南の茨城県海域

(6) 漁業時期

12月1日から翌年4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、かつ、千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年2月2日まで

3. 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

ア 使用できるひき綱の長さは、それぞれ45メートル以内、漁網の目合は2.75センチメートル以上とする。

イ 一本釣漁業、はえ縄漁業、たる流し漁業、まき網漁業、しらすひき網漁業及び共同漁業権の内容となっている漁業の妨害をしてはならない。

ウ 3隻以上の船舶が組になって操業してはならない。

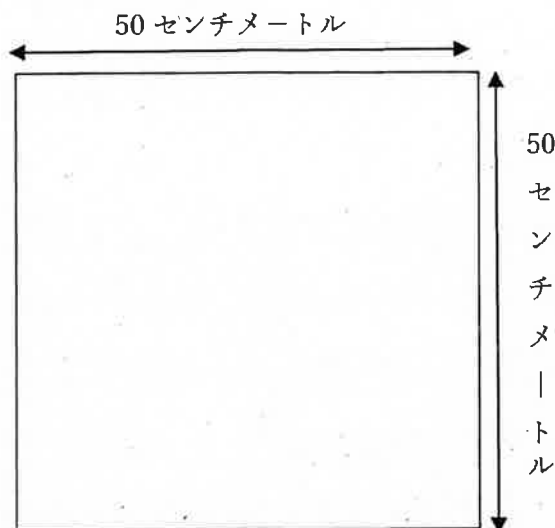
エ 操業中は、別記様式の標識を掲げなければならない。

オ 2月11日から12月31日までは、鹿島港北防波堤延長線以北の海面にあっては、距岸（防波堤は海岸線とみなす）1,000メートル以内の海域で操業してはならない。

カ 漁港及び港湾の内部並びにその入口周辺において操業してはならない。

キ 利根川左岸導流堤突端と千葉県銚子市一の島灯台を結んだ直線上の中心点から半径400メートル以内の区域で操業してはならない。

別記様式（さよりひき網漁業の標識）



標識は黄色布地の旗を船橋上1メートルの高さに掲げる。

第4 はえ縄漁業（県外船）

1. 制限措置

(1) 漁業種類

はえ縄漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

36隻

(3) 船舶の総トン数

20トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から60度（真方位）の線以南の茨城県海域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、かつ、千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年2月2日まで

3. 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までと

する。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

次の区域で本漁業を操業してはならない。

ア 水深20メートル以浅の海域

イ 水深20メートル以深の海域(12月15日から翌年3月15日までの間に限る)

許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

第1 中型まき網漁業（県外船）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

第2 小型まき網漁業（県外船）、はえ縄漁業（県外船）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第3 機船船びき網漁業（県外船）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

しらすひき網漁業の操業禁止期間に係る要望に対する取扱いについて

令和5年11月15日

茨城県農林水産部漁政課

1 しらすひき網漁業の制度

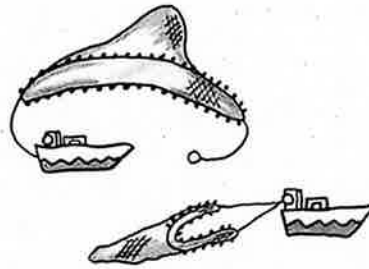
【漁業の定義】 しらす、いしかわしらうお又はいかなごを主たる漁獲対象として
1 そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業

【操業禁止期間】 1月1日から2月10日まで

- ① 茨城県海面漁業調整規則 しらす（しらうお及びあゆを含む）の採捕禁止期間：
1月1日から2月10日まで
- ② 知事許可漁業の取扱方針 操業禁止期間： 同上

【船びき網漁業】

本県沿岸漁業の代表的な漁業種類であり、季節毎及び海況に応じて水揚げ金額の高い漁法を組合わせて操業しております。魚群探知機でまず魚影を確認して、それを取り囲むように網を入れひき上げます。



2 これまでの経過

(1) 平成2年～12年

平成2年に小型船漁業協議会から提出された禁止期間短縮の要望書に基づき、平成3年から12年までの10年間、特別採捕許可によって2月1日から10日までの10日間の試験操業を実施した。

この結果により、禁止期間の見直しを検討したところ、以下の理由から、漁業調整規則の改正には結びつかないと判断し、特別採捕許可を打ち切った。

- ① まき網漁業との調整問題があること
- ② アユ稚魚の混獲が多いこと（特別採捕許可の条件として、アユの漁業権のある5河川の河口域に距岸1km×延長2kmの禁止区域を設定していた。）
- ③ 漁獲金額の多くはイシカワシラウオであり、資源への影響が懸念されたこと
- ④ 漁業経営に対しての効果が低いと思料されたこと

(2) 平成19年～令和4年

平成18年に小型船漁業協議会から禁止期間短縮の要望書が再度提出され、それ以降、毎年要望書が提出されている。県では、平成19年から過去の経過と資源状況等を勘案し、河口域における禁止区域の拡大等を内容とする取扱方針案を示し、海区調整委員会の了承を得た上で、特別採捕許可によって2月1日から10日までの10日間の試験操業を実施してきた。

(3) 令和5年

令和2年以降、対象魚種（カタクチシラスほか3種）以外の混獲が増加しつつあったことから、混獲抑制の指導体制を強化するため、許可発給先を組合とし、漁業者を組合が行う試験操業の採捕従事者として位置付ける取扱いに変更した。

3 試験操業の実績

- ・別紙1のとおり

4 今年度の取扱い（案）

これまでの課題に対応するために以下の条件を付け、令和6年2月1日から10日までの10日間の特別採捕許可を発給し、引き続き資源及び漁業経営への影響を調査する。

【付帯する主な条件】

ア 対象魚種

試験操業の期間中に採捕の対象とする魚種は、カタクチシラス、マイワシシラス、ウルメシラス（令和5年に混獲が多かったため追加）、イカナゴシラス、イシカワシラウオとする。

イ まき網漁業との調整問題への対応

これまで、県漁協組合が「かえり以上のいわし類を採捕しないことを厳守すること」を条件に試験操業の実施に同意していることから、要望者である小型船漁業協議会が県漁協組合から試験操業の実施に係る同意書（書面）をとること。

ウ アユ稚魚等の保護対策

アユ稚魚等の保護対策のため、5河川の河口域に設定された禁止区域（距岸2km×延長4km：別紙2）での試験操業は行わないこと。

エ 漁獲物混獲調査に伴う漁獲物の提供

茨城県水産試験場が行うアユ稚魚等の混獲状況調査に供するため、許可を受けた漁業協同組合は、漁獲物からのサンプル提供に無償で協力すること。

オ 漁獲実績報告書の提出

試験操業の漁業経営改善への寄与、禁止区域の設定によるアユ稚魚等保護の有効性等を確認するため、水揚げ金額及び漁場位置を含めた漁獲実績報告書を試験操業終了後一か月以内に提出すること。

カ その他

放射性物質検査のためのサンプリングについては、別途特別採捕許可等で対応する。

表 しらすひき網漁業試験操業結果

年	許可隻数 (A)	稼働隻数 (下段は稼働率) (B)	出漁 延隻数 (C)	漁獲量(kg) (下段は全体に占める割合)						漁獲金額(円)			アユ稚魚 混獲割合
				シラス	イシカワ シラウオ	その他	合計 (D)	1隻平均 (D/B)	1隻1日 平均 (D/C)	合計 (E)	1隻平均 (E/B)	1隻1日 平均 (E/C)	
H5	387	133 34.4%	619	154 0.3%	12,066 20.9%	45,554 78.8%	57,773	434	93	31,038,679	233,374	50,143	18.0%
H6	324	137 42.3%	N.D.	11,783 12.4%	4,569 4.8%	78,815 82.8%	95,167	695	N.D.	29,412,000	214,686	N.D.	36.0%
H7	278	147 52.9%	731	58435 55.1%	4906.4 4.6%	42619.8 40.2%	105,961	721	145	33,786,041	229,837	46,219	23.0%
H8	289	116 40.1%	431	3,731 18.8%	3,977 20.0%	12,180 61.2%	19,888	171	46	33,094,955	285,301	76,786	48.0%
H9	232	109 47.0%	294	3,511 18.6%	2,798 14.8%	12,592 66.6%	18,900	173	64	13,292,328	121,948	45,212	5.0%
H10	226	104 46.0%	323	53 0.3%	6,324 38.1%	10,228 61.6%	16,605	160	51	10,875,549	104,573	33,670	N.D.
H11	230	126 54.8%	480	774 7.3%	5,117 48.3%	4,713 44.4%	10,603	84	22	15,606,925	123,864	32,514	N.D.
H12	222	96 43.2%	262	567 1.1%	1,621 3.0%	51,129 95.9%	53,317	555	204	7,990,774	83,237	30,499	N.D.
H19	202	135 66.8%	493	8,679 4.9%	1,423 0.8%	168,737 94.4%	178,838	1,325	363	17,860,609	132,301	36,228	0.5%
H20	213	124 58.2%	346	3,956 7.7%	1,407 2.7%	45,883 89.5%	51,245	413	148	11,342,321	91,470	32,781	0.0%
H21	203	65 32.0%	151	22 2.3%	648 67.7%	287 30.0%	957	15	6	1,696,179	26,095	11,233	0.0%
H22	222	101 45.5%	339	183 4.8%	3,311 87.3%	298 7.9%	3,791	38	11	5,465,131	54,110	16,121	0.3%
H23	217	69 31.8%	233	929 27.9%	1,853 55.7%	544 16.4%	3,327	48	14	4,495,109	65,147	19,292	0.0%
H24	198	16 8.1%	33	0 0.0%	383 28.6%	955 71.4%	1,338	84	41	966,537	60,409	29,289	0.0%
H25	196	24 12.2%	50	28 3.7%	504 67.1%	219 29.2%	751	31	15	1,519,506	63,313	30,390	0.3%
H26	194	65 33.5%	160	303 14.3%	1,270 59.9%	549 25.9%	2,121	33	13	3,278,854	50,444	20,493	38.0%
H27	192	48 25.0%	281	10 0.3%	814 27.3%	2,155 72.4%	2,979	62	11	3,477,957	72,457	12,377	8.0%
H28	191	85 44.5%	551	1,318 25.6%	2,509 48.7%	1,321 25.7%	5,148	61	9	6,181,853	72,728	11,219	6.0%
H29	168	114 67.9%	646	40,861 84.2%	4,363 9.0%	3,332 6.9%	48,556	426	75	21,825,062	191,448	33,785	0.0%
H30	158	101 63.9%	555	21,080 80.3%	3,072 11.7%	2,110 8.0%	26,262	260	47	20,683,544	204,788	37,268	4.0%
H31	153	81 52.9%	292	20,680 88.2%	878 3.7%	1,900 8.1%	23,459	290	80	12,207,362	150,708	41,806	9.0%
R2	151	73 48.3%	298	29,380 75.4%	149 0.4%	9,442 24.2%	38,971	534	131	11,495,525	157,473	38,576	0.0%
R3	118	77 65.3%	395	3,081 30.3%	2579.4 25.4%	4,509 44.3%	10,170	132	26	11,074,102	143,820	28,036	0.0%
R4	121	64 52.9%	298	1,423 6.5%	775 3.6%	19,593 89.9%	21,791	340	73	12,332,824	192,700	41,385	0.8%
R5	141	99 70.2%	489	186,797 99.9%	126 0.1%	125 0.1%	187,048	1,889	383	49,364,762	498,634	100,950	0.0%

図 しらすひき網漁業 特別採捕許可における操業禁止区域図



河川名	禁止区域	表示点	緯度	経度
大北川	ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	ア	36° 48' 41"	140° 45' 52"
		イ	36° 48' 41"	140° 47' 13"
		ウ	36° 46' 43"	140° 46' 05"
		エ	36° 46' 43"	140° 44' 44"
十王川	オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	オ	36° 40' 18"	140° 42' 52"
		カ	36° 40' 18"	140° 44' 12"
		キ	36° 38' 26"	140° 42' 52"
		ク	36° 38' 26"	140° 41' 32"
久慈川	ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域	ケ	36° 29' 53"	140° 37' 37"
		コ	36° 29' 53"	140° 38' 58"
		サ	36° 27' 53"	140° 38' 00"
		シ	36° 27' 53"	140° 36' 40"
那珂川	ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮海岸線とに囲まれた区域	ス	36° 21' 02"	140° 36' 30"
		セ	36° 21' 02"	140° 37' 50"
		ソ	36° 19' 07"	140° 36' 50"
		タ	36° 19' 07"	140° 35' 30"
利根川	チとツを結んだ線の以南であってツから真方位131°線以西区域のうち茨城県海面	チ	35° 45' 14"	140° 49' 53"
		ツ	35° 45' 14"	140° 51' 12"